

歯科 経営 情報

REPORT

Available Information Report for
dental Management



経営

歯科保健医療ビジョンが示す
予防歯科

歯科ドック 取組み上の留意点

- 1 歯科保健医療提供体制の目指すべき姿
- 2 予防歯科に取り組むことの重要性と留意点
- 3 予防歯科導入のポイント
- 4 口腔内の定期健診「歯科ドック」

1 | 歯科保健医療提供体制の目指すべき姿

厚生労働省では、人口構成の変化や、歯科疾患罹患状況の変化に伴い、歯の形態の回復を主体としたこれまでの「治療中心型」の歯科治療だけではなく、全身的な疾患の状況などもふまえ、関係者と連携しつつ患者個々の状態に応じた口腔機能の維持・回復（獲得）をめざす「治療・管理・連携型」の歯科治療の必要性が増すと予想しています。

そのため、歯科保健医療ビジョンの概要を発表し、歯科疾患の予防・重症化予防や口腔機能に着目した歯科医療の提供、地域保健活動への参画や住民に対する健康教育、歯科検診などの実施、といった住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応を求めています。

1 | 歯科保健医療ビジョンの概要

厚生労働省では、超高齢化社会になっている現状から、歯科保健医療の需要が変化していくことの予測において、これからの歯科保健医療の提供体制の目指すべき姿について、歯科医療従事者、医師などを含めた医療従事者、そして国民全体に向けて、歯科保健医療ビジョンを発信しています。

(1)あるべき歯科医師像とかかりつけ歯科医の機能・役割

このビジョンでは、かかりつけ歯科医に、3つの機能として、住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応と切れ目ない提供体制の確保、他職種との連携を求めています。

また、自院で対応できない患者については、他の歯科医療機関との診療情報の共有など連携を図り、適切な歯科保健医療を提供できるように努めることが必要とされています。

■かかりつけ歯科医の3つの機能

- 住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応
 - ・ 歯科疾患の予防・重症化予防や口腔機能に着目した歯科医療の提供
 - ・ 医療安全体制などの情報提供
 - ・ 地域保健活動への参画や、住民に対する健康教育、歯科健診などの実施
- 切れ目ない提供体制の確保
 - ・ 外来診療に加え、訪問歯科診療提供体制の確保
 - ・ 訪問歯科診療を実施していない場合は、実施している歯科医療機関との連携体制を確保するなど役割分担の明確化

●他職種との連携

- ・ 医師などの医療関係職種、介護関係職種などと口腔内状況の情報共有などが可能な連携体制の確保
- ・ 食支援などの日常生活の支援を目的とした他職種連携の場への参画

(2)地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関などの役割

厚生労働省では、国や地方自治体が、各歯科医療機関の果たす役割や機能を明示し、地域保健活動や、訪問歯科診療を中心とした医科歯科の連携を推進しています。

また、地域ケア会議において、歯科医療従事者が中心となり、歯科保健医療の必要性を伝えていくことが重要と報告しています。

その上で、歯科医院が、国民・患者からも様々な役割や機能が求められていることから、専門分野に応じた歯科医院間の役割分担、複数の歯科医院のグループ化、歯科医院の規模の確保などを検討し、機能分化を図ることを望み、歯科保健医療を提供する病院には、設置状況や規模に応じて、歯科医院で対応できない、より専門的な技術を要する患者の対応や歯科医療従事者に対する定期的な研修を実施することなどを責務として求めています。

■ 歯科保健医療の需要と提供体制の目指すべき姿（イメージ図）

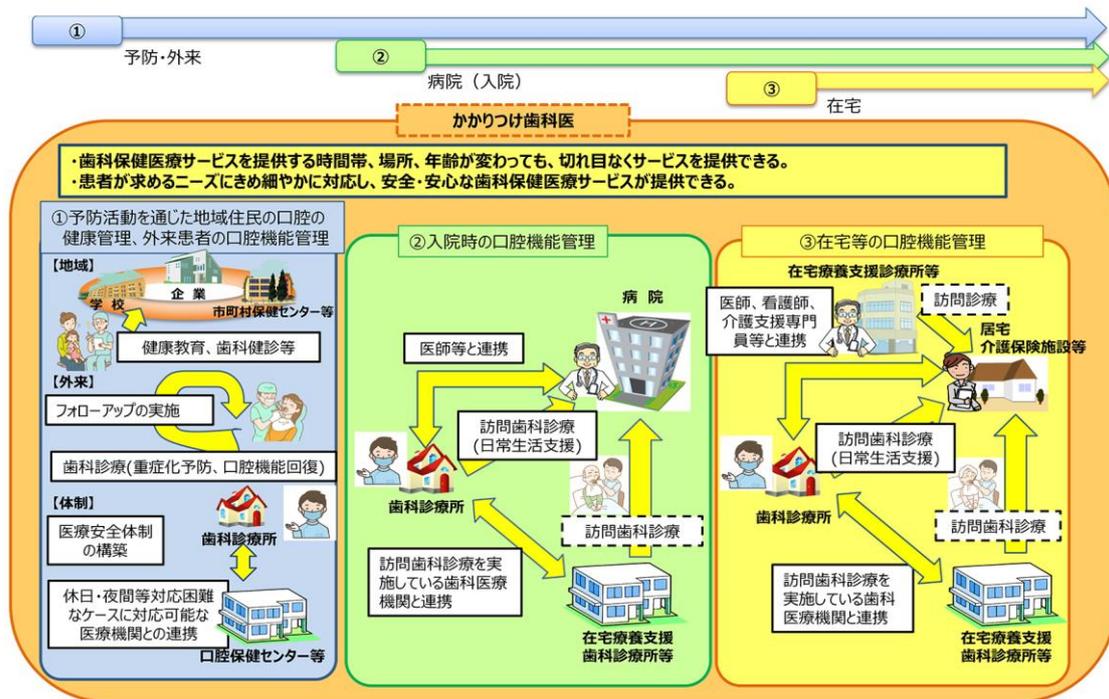


厚生労働省：令和3年2月歯科医療提供体制等に関する検討会 より

2 | かかりつけ歯科医について

厚生労働省では、かかりつけ歯科医の機能として、歯科保健医療サービスを提供する時間帯、場所、年齢が変わっても、切れ目なくサービスが提供できる体制の構築と患者が求めるニーズに決め細やかに対応し、安全・安心な歯科保健医療サービスが提供できることをイメージしています。

■かかりつけ歯科医のイメージ



厚生労働省：歯科医師の資質向上等に関する検討会 より

3 日本歯科医師会のかかりつけ歯科医の考え方

生涯を通じて口腔の健康を維持するために、継続的に適切な治療や管理を提供し、いつでも相談に応じてくれる身近なかかりつけの歯科医師がいることは健康寿命の延伸になります。日本歯科医師会はそうした「かかりつけ歯科医」の意義とその役割を明確に示しています。

■かかりつけ歯科医について（日本歯科医師会の考え方）

- **かかりつけ歯科医**：かかりつけ歯科医とは、安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯に亘る口腔機能の維持・向上をめざし、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師をいう。
- **かかりつけ歯科医が担う役割**：患者の乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた継続管理や重症化予防のための適切な歯科医療の提供および保健指導を行い、口腔や全身の健康の維持増進に寄与すること。また、地域の中では、住民のために行政や関係する各団体と共に歯科健診などの保健活動などを通じ口腔保健向上の役割を担い、地域の関係機関や他職種と連携し、通院が困難な患者に様々な療養の場で切れ目のない在宅歯科医療や介護サービスを提供するとともに、地域包括ケアに参画することなどがかかりつけ歯科医の役割である。

厚生労働省：中医協 第19回医療計画の見直し等に関する検討会 提出資料 より

2 | 予防歯科に取り組むことの重要性と留意点

厚生労働省の調査では、むし歯や歯周病になっている患者は年々減少しています。この調査から、将来において歯科疾患による患者数は年々減少していくと予想されますが、その要因として、すでに歯科疾患になってから治療を行うのではなく、歯科医院で定期検診や予防指導を受けて、歯科疾患にかからないようにする「予防歯科」という考え方が浸透してきているためと考えられます。

歯科医院にとっても予防のために定期的に来院する患者を確保でき、その患者から家族や友人知人などの新たな患者の発掘にも繋がります。

1 | 予防歯科への移行

歯科疾患患者が減少していくなか、インプラントや審美歯科といった自由診療に取り組む歯科医院が増加していますが、予防歯科で患者数を増加させている歯科医院も多くあります。

自由診療では、特にインプラントなどの専門性の高い治療において、知識と臨床研修などによる治療技術の向上が必要であり、そのための研修に要する時間と費用もかかってしまいます。

予防歯科に関しては、定期検診を充実すること、また歯科衛生士と歯科医師の知識習得とセルフケアへの指導により、患者に十分な対応ができます。

2 | 予防歯科への取組み時の注意点

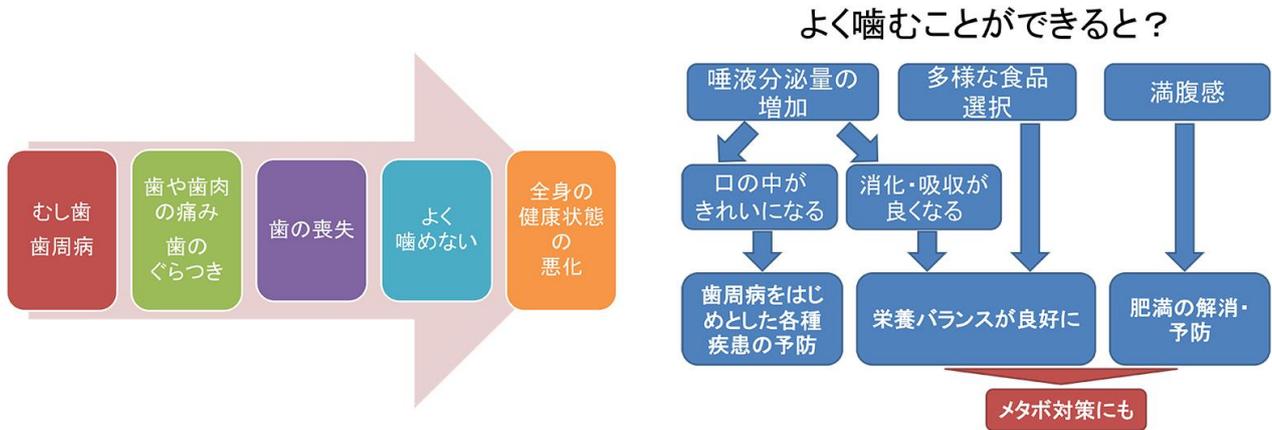
予防歯科に取り組む際には、予防という考え方を患者へどう説明するかがポイントとなります。インフルエンザや感染症などに対しては、予防の意識を持って病院や診療所へ来院されますが、口腔内に関しては、痛みや出血、歯の欠損などが起こってからの来院が一般的です。口腔内の健康維持の重要性について、患者に対し判りやすく説明し、いかに理解してもらうかということが必要です。

■ 予防による口腔内の健康維持と疾病抑制効果

- 歯の治療は、疾病前の状態に戻すことが少なく、削る、抜く、といった治療が多い
- 将来、歯が少なくなる・無くなることによる生活へ影響(食生活、会話など)
- 糖尿病や肺炎、甲状腺機能低下、白血病、不妊症、根管感染を原因とする関節リウマチ、多発性硬化症などに関係すると研究・発表されている

3 口腔内と全身の健康との関係性

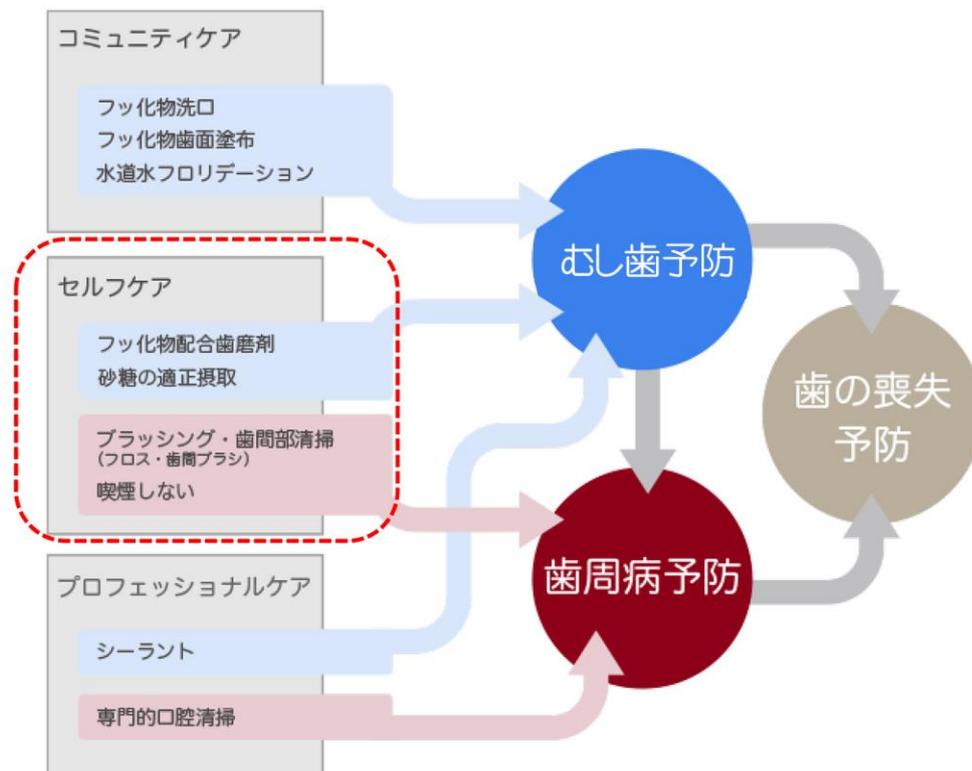
厚生労働省では、口腔内の健康維持が全身の健康状態にも影響があると考え、歯や口の健康推進に取り組んでいます。



厚生労働省：保険者における歯や口の健康づくりセミナー より

また、以下の3つのケアが、虫歯予防、歯周病予防になり、最終的に歯の喪失予防につながるとしています。

■ 予防による虫歯・歯周病対策



厚生労働省：e-ヘルスネットより一部改変

4 現行の歯科健診の体制

日本における歯科健診の体制では、1歳6か月児と3歳児を対象とした「乳幼児歯科健診」、幼稚園・小学校・中学校・高等学校などで毎年行う「学校歯科健診」、塩酸・硫酸・硝酸などを取り扱う労働者を対象とした「歯科特殊健診」の3つが義務づけられています。

そのほか、歯周疾患検診や後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診、妊産婦や障がい者・児を対象とした健診などが自治体により行われており、幅広い年代の歯科予防に貢献しています。

■現行の歯科健診（検診）の体制

健診（検診）		根拠法	実施主体	対象年齢（対象者）	
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6か月、3歳	義務
児童・生徒等	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 ※学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 ※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉施設法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。	毎年実施	義務（大学を除く）
5 74歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	40、50、60、70歳 「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施	
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	義務
	その他の歯科健診				
(参考) 国保・被用者保険が行う特定健診は義務（高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法）					
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度事業補助金の補助メニュー「後期高齢者を対象とした歯科検診マニュアル」（平成30年10月策定）を参考に実施	

厚生労働省：歯の予防への取組み広報 より

3 | 予防歯科導入のポイント

政府では、80歳で20本以上自分の歯を維持できるように取り組む「8020運動」を行っています。そのためには高度な治療も大切ですが、予防歯科への取組みはより重要になってきています。きちんとしたブラッシング指導や、歯科衛生士による定期的な歯石除去などの管理を行う予防処置が不可欠です。歯周病菌は、歯茎の出血部位から咀嚼するたびに血管のなかに圧入され、その結果、菌血症を起こして、糖尿病、早産、心疾患、最近では認知症の原因の一つとなっていることも分かってきました。

予防歯科は大きな患者利益であり、予防歯科の延長上に治療があるという院長の意識改革が重要です。

1 | 定期健診と定期予防の違い

保険内の定期健診は、う蝕と歯周疾患の治療が目的です。保険制度のきまりで、歯周ポケットの検査や歯垢の付着状況などの検査を行いながら、少しずつ歯石除去などの処置を行います。保険請求の取決めや治療の手順があり、1回で口腔内全体をきれいにすることはできません。

自費の定期予防は、健康な人に対する定期的な歯科健康診断と、う蝕や歯周疾患の予防処置、そしてステイン除去などによる審美性の回復が目的です。

■保険の定期健診と自費の定期予防

●保険の定期健診からの治療

歯周病に罹患している4mm以上の歯周ポケットがある患者には、歯周病安定期治療として定期的に来院してもらい、1回で上下全顎の歯石除去などの処置が認められている。

●自費の定期予防からの予防措置

原則、1回で全ての歯面のクリーニングを行い、エナメル質の再石灰化を促す効果の高いハイドロキシアパタイトを含んだ保険適用外のペーストを歯面にゴムカップで練りこむなどの予防処置を行う。

2 | 予防歯科の患者への呼びかけ

患者に対し予防歯科を呼びかけるのは、主訴が落ち着いた2回目と補綴物をセットした

終了時の2回が有効です。う蝕や歯周病になった患者の多くが「もう二度と再発させたくない」と考えているため、痛みが取れた2回目と、治療終了時が最も予防歯科へ誘導できる可能性が高い時期です。

診療が終わりになる患者の一定比率を予防定期管理のサイクルに入れることができれば、その患者は医院に対する信頼感が強いため、自費を選ぶ割合が高くなってきます。

結果として、初診患者の数だけ手持ち患者が増え、自費率が高くなり、そして、激化する競合の影響を最小限にできます。

3 予防歯科の説明ツールの工夫

最初は、治療終了時に歯科医師から必ず予防歯科への導入を説明します。すると次回以降、歯科衛生士も説明しやすくなります

その際、パンフレットを使うと口頭だけより説得力が増し、歯科衛生士も説明しやすくなります。さらに、持ち帰って読み返してもらうことで、同居家族にも理解が深まり、家族全員が予防歯科の患者になる可能性が高まります。

■予防歯科の説明用パンフレットの注意点

- ① 予防歯科の目的をわかりやすく説明。
- ② 歯科疾患がどんな病状を起こすか、また、口腔内の健康の他、全身の医療疾患への影響があるかを説明。
- ③ 検査メニューを明確にし、何故この検査を行うかという理由まで付ける。
(いかに重要で専門性の高い検査であり、精密な結果が得られるかに重点を置く)
- ④ 検査メニューの価格を明記する。
- ⑤ 院長もしくは歯科医師だけでなく、他のスタッフも理解して、患者からの質問に誰でも回答できるようにする。
- ⑦ 保険診療と自由診療の説明を入れ、検査後の会計時のトラブルを防止する。
- ⑧ 検査結果を資料化して渡すことも明記する。

■予防歯科の説明用パンフレットの種類

- 残存歯数のデータから定期健診の重要性を説明したパンフレット
- 予防歯科での処置内容を説明したパンフレット
- 歯垢や歯石について説明したパンフレット
- う蝕と口腔内環境の関係を説明したパンフレット

- 歯周病菌と生活習慣病との関係を説明したパンフレット
- 歯周病と心臓病との関係を説明したパンフレット

4 自費の定期予防導入手法

自費の定期予防費用は自由に設定できるので、治療にかける診療時間や内容、料金もまちまちです。患者の選択肢を増やす意味でも、時間と料金の関係で内容を分けておくことも定期予防を受注するポイントです。

■自費の定期予防手法①

- 1回ですべての歯面クリーニングを行う。
- 予防のため、エナメル質の再石灰化促進効果の高い hidroキシアパタイトを含んだ保険適用外のペーストを歯面にカップで練りこむ。
- 大体90日で、磨き残しの歯垢に含まれる細菌の構成が変化し、毒性が強くなって歯周病やう蝕を引き起こすことが知られているので、3か月おきにリコールを行う。
- 治療が目的ではなく、口腔腔内をチェックして、必要があれば歯石除去なども行う。進行を遅らせることができる。
- 歯周病が進行した場合のSRPや縁下歯石の除去、初期う蝕の処置など、治療が必要な場合は、別途治療のアポイントを取り、保険適用で行う。

■自費の定期予防手法② PMTCの場合のパターン

- 歯周基本検査（健康診断として）
- 染め出し（プラークスコアが高く必要がある場合）
- TBI（予防措置として必要がある場合）
- 歯石除去（予防措置として）
- 歯面の清掃と研磨（ステイン除去処置として）
- ジェットポリッシャー（必要があれば審美措置として）
- リナメル塗布（予防措置として再石灰化を促進）
- フッ素塗布（予防措置として。有料の場合もある）
- ガムマッサージ（予防措置として。有料の場合もある）
- リップマッサージ（審美措置として。有料の場合もある）

4 | 口腔内の定期健診「歯科ドック」

歯科ドックとは、問診や視診、触診といった診察とX線撮影やCT画像の撮影、唾液検査などの各種検査を行い、口腔内の健康状態を総合的にチェックすることです。

歯科ドックを定期的に受診することにより、虫歯や歯周病などの一般的な病気のほか、金属アレルギーや口腔ガンといった重篤な病気の早期発見が可能であり、初期の段階での治療を行う事ができます。

1 | 歯科ドック受診の必要性

虫歯や歯周病をはじめ、口腔内の病気のリスク「病気にかかりやすい」ということには個人差があります。そのため、定期健診によるメンテナンスを受けることが必要なのか、どんなことに気をつけて生活するべきかは各個人で違ってきます。

歯科ドックを受診すると、「自身の口腔内の特徴」の詳細を知ることができ、より個人の口腔内の状態に適した治療計画やメンテナンス計画を立案できます。このような良質な治療を受診すると、生涯を通して自分自身の歯を守ることができます。

2 | 今後の歯科治療

これまでの歯科治療は、歯が痛みだしてから歯科医院を受診する患者に対し、歯を削るか抜いて、補綴物を詰めたり、入れ歯で対応していました。

今後の歯科治療は、定期的に健診をして病状の早期発見とリスク確認をし、初期症状での治療を行って快適な口腔内を維持していくというようになっています。

また、初期治療で済むため医療費の削減にもつながります。

■定期的な歯科ドックを受診

- 口腔内の健康を維持
- 早期治療による医療費の削減
- 診療時間の縮小や回数の短縮
- 身体への影響（歯を削る・抜く）が減少し、自身の歯の維持が図れる
- 全身疾患の悪化防止
- アンチエイジング

3 | 歯科ドックの流れ

歯科ドックの受診は、健康調査表への記入から、X線撮影、所見、口腔外・内の検査という流れになります。

■ 歯科ドックの流れ

健康調査票の記入



パノラマX線撮影



全身所見

1. 体格：太りすぎ、痩せすぎ（BMIで判定）
2. 姿勢、歩行
3. 皮膚：色素沈着など

口腔外検査

1. 健康調査票の確認、血圧、脈拍
2. 唾液検査
3. 視診
4. 触診
5. 顎関節症関連検査

口腔内検査



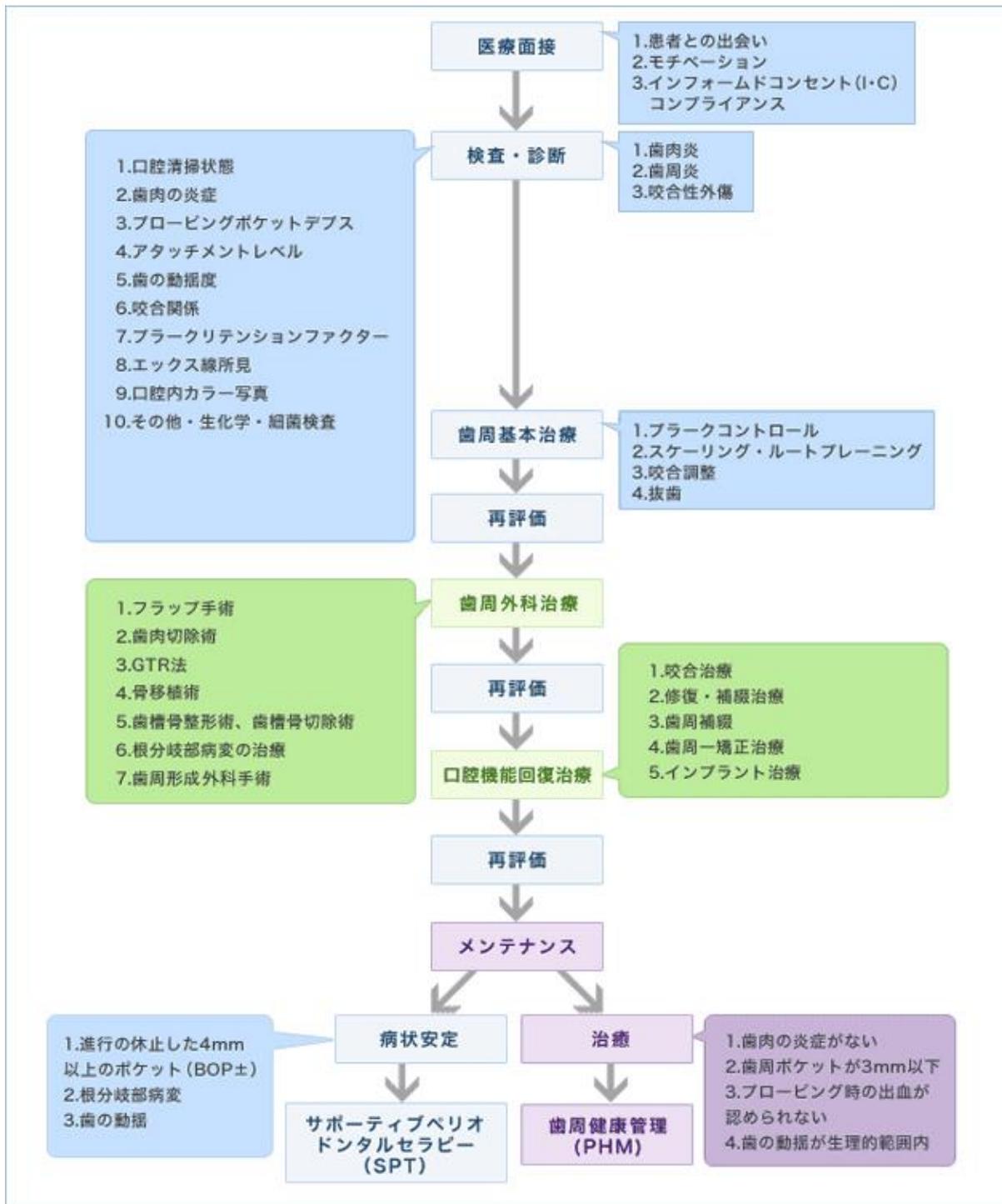
1. 口腔粘膜検査
2. 画像検査：パノラマX線写真の読影
3. う蝕検査
4. 歯周病検査
5. 咬合検査

4 歯科ドックからの歯周治療の流れ

歯科ドックを受診し、歯周病が確認されると歯周治療が開始されます。

歯周治療の種類としては、歯周基本治療、歯周外科治療、口腔機能回復治療、メンテナンスに分かれます。

■歯周治療の流れ



■参考資料

厚生労働省ホームページ：歯科保健医療に関する最近の動向

口からはじめる生活習慣病予防

歯の予防への取組み広報

歯科医師の資質向上等に関する検討会

令和3年2月歯科医療提供体制等に関する検討会

中医協 第19回医療計画の見直し等に関する検討会 提出資料

「保険者における歯や口の健康づくりセミナー」

e-ヘルスネットより一部改変

株式会社M&D 医業経営研究所：予防歯科導入の対策講座

日本歯科医師会ホームページ：歯とお口のことなら何でもわかるテーマパーク8020

一般社団法人日本歯科人間ドック学会：資料

歯科経営情報レポート

歯科保健医療ビジョンが示す予防歯科 歯科ドック取組み上の留意点

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。